

「嘆願書」

「湘南ベルマーレ（フットサル施設）営業時間の終了時刻 22 時 30 分を 20 時までに変更することを、切に嘆願いたします。」

平成 26 年 3 月 31 日

藤沢市市議会会派 所属議員
会派名 代表 氏名 殿

藤沢市大庭ふじ自治会（第一種低層住居専用地域）
ベルマーレ対応委員会 委員長 井上吉夫
（携帯番号 090-8007-0727 自宅番号 0466-88-3202）

現在、藤沢市大庭 5021 番 1（第一種住居地域）に、NPO 法人湘南ベルマーレスポーツクラブ、平成 14 年 4 月 26 日設立、理事長水谷尚人、資産の総額ゼロ円、平成 25 年 3 月 31 日現在の債務超過額 4,288 万 6,198 円（以下、「ベルマーレ」という。）は、財団法人藤沢市開発経営公社（平成 36 年 6 月 19 日設立、この公社は、藤沢市の健全な発展と市民福祉の増進を図るため、必要な施設を設け、または用地を確保し、これを経営することを目的とする。以下、「公社」という。）と「事業用借地権設定予約契約書」（以下、「予約契約」という。）を結び（2 社間の契約で、連帯保証人が株式会社トモニアス、平成 24 年 9 月 3 日設立、代表取締役田中宏幸は、平成 23 年 7 月 20 日東京地方裁判所の再生手続終結した株式会社ゼファアの代表取締役）第一種住居地域にフットサル施設を建設中であり、当初の営業時間が、平日 10 時から 24 時、土日祝日 9 時から 24 時とのことでした。

これに対し、ふじ自治会(181 世帯)は、約 30 年以上続いた静寂な住宅環境地にフットサルを興じる人的な騒音問題、夜間の照明問題、駐車場の問題、又、この住宅街の「フットサル施設」敷地の近接道路は、舟地藏はから有藤にいたる早道迂回（小糸ライフタウン線では五つの信号機あり）にもなっており朝晩の通勤帯と昼間の特定の時間帯では工事用ダンプ等の大型車輛の通行も、頻繁で近隣住民はその影響を受けている中、今度は、そこにフットサル施設が朝から夜間まで営業をするとすれば、フットサル施設の車輛の出入りとも重なり路上事故等の危険性が一層増し、また更に U ターン等による宅地路地（第一種低層住居専用地域）へ進入する車輛も多くなり事故つながる可能性が今まで以上に増えると予測されます。また、ベルマーレに対して、終了時刻 24 時は深夜の時間帯であり、住民我慢の限度として 20 時まで譲歩するから、営業終了時刻を 20 時に変更して欲しいとの申し出に対して、ベルマーレは、24 時から 22 時 30 分に変更したが、これ以上の変更は、事業継続に支障を来すので出来ないとの回答でありました。

この結果を受け、ふじ自治会は、藤沢市資産管理課（公社の運営指導及び連絡調整等の業務担当窓口、以下、「市」という。）と公社との三社面談（平成 26 年 2 月 19 日、ココテラス 4 階）行ないました。まず、「市」に対して、今回の「予約契約」の経緯および近隣住民への影響等の説明を求めたところ、「市」よりは、ふじ自治会が納得出来る明確な回答なく、ただ、公社より概況は聞いているが、具体的な近隣住民への影響等は、公社に任せているとのことであつた。

また、「市」としては、予約契約に関しては、法的に瑕疵がなければ、見守る方向とのことでもあった。次に、「公社」に対しては、予約契約の事実関係を確認し（別紙事実関係情報は間違えないとのこと）、「市」と同じ質問をする（同じく納得する回答は得られず）と伴に、契約書の中で営業時間に関する項目を入れた契約は出来ないかと問うと、「公社」は、土地をベルマーレに賃貸ししているだけで、営業時間に関しては、「公社」として契約書に記載することは出来ないとの回答でありました。また、面談後日、「公社」からベルマーレへの営業終了時刻 22 時 30 分を 20 時までに変更できないかの問いに対しても、20 時に変更は出来ないとの回答の連絡がありました。

ベルマーレは、平成 26 年 4 月より、日曜祝祭日関係なく 365 日、終日 22 時 30 分までの営業を実施することになります。藤沢市民の福祉の増進を図る「公社」や、みんなの街を住みよく幸せな街にすることを掲げる「市」が、第一種住居地域を「住居」としてではなく、近隣の住宅街まで悪影響(健康を害する恐れがあり)を与えると予測されるフットサル施設を作るための賃貸し（法律違反でわないが）する場合は、市民の健康や福祉を守るために、営業時間に関する項目を、当然契約書に条項とするべきであります。なぜ、「公社」は、この時間の項目を考えなかったのか理解に苦しみます。「公社」の遊休土地等を、有効活用することが必要であるのは市民として、理解をしております。ただ、今回の「予約契約」は、資産ゼロで、多額の債務超過額（平成 25 年 3 月 31 日現在の債務超過額 4,288 万 6,198 円）を抱える、平塚市の NPO 法人の救済のためと思えてなりません。なお、横浜市における、(仮称)東急嶮山スポーツカーデンプリモデル事業で、各自治会意見書に対する東急の回答内容のやり取りの中に、騒音問題に関して、フットサルコート（Aコート）の営業時間が 23 時より 21 時へ変更した例がございますので、ご参考までに添付いたしました。

私達は何としても今のこの住環境を、これ以上悪化するのを防がなければならいと考えております。

藤沢市議会の議員各位の見識を仰ぎ、今回の「公社」や「市」の決定が正しい判断であったかを審査して頂くと伴に、フットサル施設の営業時間の終了時刻を 20 時に変更を、嘆願する次第です。

以上

添付書類：「事業用借地権設定予約契約書の事実関係情報」